

武雄市防災情報発信システム構築業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、武雄市（以下「市」という。）における防災情報発信システムを構築する事業者の公募による選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

武雄市防災情報発信システム構築業務

(2) 業務内容

別紙「武雄市防災情報発信システム構築業務仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日（予定）

※履行期間中に順次本稼働に移行予定。

(4) 運用期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日（予定）

(5) 提案上限額

6億8000万円（税込）

上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、本件の企画提案の規模を示すものである。

提案上限額を超える見積額で提案した者は失格とする。

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件すべてに該当する事業者とする。

- (1) コンピューター関連・ソフト開発情報処理に係る役務の提供等についての武雄市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 申し込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 租税を完納していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (7) 過去10年以内に、自治体において防災情報発信システム構築事業等の実績があること。

4 参加手続きのスケジュール

- 公募開始 令和2年4月20日（月）
- 質問書受付（質疑受付） 令和2年4月20日（月）から4月24日（金）17時まで
- 質問回答書の公表（質疑回答） 令和2年4月27日（月）
- 参加表明書等の受付 令和2年4月28日（火）から5月7日（木）17時まで
- 企画提案書類の提出期限 令和2年5月18日（月）17時まで
- 事前審査結果発表 令和2年5月22日（金）
※結果については、電話及び電子メールによる文書の通知を行い、公開はしない。
- 企画提案プレゼンテーション 令和2年5月27日（水）から5月28日（木）までのいずれか
※具体的な日時はプレゼンテーションを依頼する応募者に直接通知する。
- 審査結果発表 令和2年5月下旬
- 契約締結（仮契約） 令和2年6月上旬
- 契約締結（本契約） 令和2年6月下旬（6月定例議会終了後）
- 事業開始 令和2年6月下旬頃から
※事業開始後、戸別受信機設置箇所から随時試験運用を開始する。
- 工事竣工 令和4年3月
- システム本運用開始 令和4年4月

5. 参加手続き

(1) 実施要領等の配布

配布開始日	令和2年4月20日（月）
配布資料	①武雄市防災情報発信システム構築業務公募型プロポーザル実施要領（本書） ②武雄市防災情報発信システム構築業務仕様書 ③武雄市防災情報発信システム特記仕様書 ④質問書（様式1） ⑤参加表明書（様式2） ⑥主要事業実績表（様式3） ⑦秘密保持誓約書（様式4） ⑧企画提案書（様式5）
入手方法	武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」からダウンロードするものとする。

(2) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、質問書（様式1）を提出して行うものとする。

受付期間	令和2年4月20日（月）から4月24日（金）17時まで
提出方法	電子メールにより、防災・減災課のメールアドレスまで送付すること。 メールアドレス anzen@city.takeo.lg.jp
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和2年4月27日（月）に武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」において公表する。なお、質問回答書は本実施要領の追加または修正として、実施要領と同様に取り扱うものとする。

(3) 参加表明書等の受付

受付期間	令和2年4月28日(火)から5月7日(木)17時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市 総務部 防災・減災課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 (各1部)	①参加表明書(様式2) 事業者の概要がわかる会社概要等が記載されたパンフレット等を添付すること。 ②企業概要 企業理念(経営方針)、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可 ③主要事業実績表(様式3) 過去10年に実施した情報発信システム構築業務のうち、主要なものについて記載すること。 ④秘密保持誓約書(様式4) ⑤租税を滞納していないことを証明する書類。(提出日の3か月以内に発行されたもの) ・法人税、消費税及び地方消費税:「その3の3」 ・法人事業税、法人県民税:様式第40号の4(イ) ※佐賀県内に事業所等がある場合 ・市税の完納証明書 ※武雄市内に事業所等がある場合。

(4) 企画提案書類の提出

提出期限	令和2年5月18日(月)17時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市 総務部 防災・減災課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 (各1部)	①企画提案書の提出について(様式5) ※代表者印を押印すること ②企画提案書 11部 ※表題「武雄市防災情報発信システム構築業務公募型プロポーザル企画提案書」及び提案者名を記載した表紙をつけること。 【企画提案書】 次の事項について記載すること。なお、様式は任意とするが、A4サイズ(縦・横は自由。)で作成すること。図面等でA3サイズの資料を添付する場合はA4サイズに折り畳んで綴り込むこと。 ・仕様書に基づく企画提案 ・防災情報発信システムに係る先進提案

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施体制 ・機器明細書及びコスト積算内訳（イニシャルコスト及び令和14年3月31日までの10年間のランニングコスト） ・戸別受信機端末のランニングコスト（各家庭等における消費電力及び電気料金等） ・障害発生時の復旧措置、戸別受信機不良の対応等 ・事業実施のスケジュール
--	--

6 選定、評価、契約について

(1) 選定委員会

- ①選定を行う委員会は「武雄市防災情報発信システム構築業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）とする。
- ②選定委員会会議は非公開とする。

(2) 評価方法

事業者の選定に当たっては、提出された企画提案書類をもとに、事前審査（1次審査）を行い、事業者には電話及び電子メールによる文書の通知により審査結果通知を行う。

審査結果の問い合わせについては一切受け付けない。なお、審査の結果については、事業者が決定した後に関覧できるものとする。

審査通過事業者は、プレゼンテーション及びヒアリング（2次審査）を経たうえで総合的に評価する。1事業者あたりのプレゼンテーション及びヒアリングの時間はおおむね60分以内（プレゼンテーション45分以内、ヒアリング15分程度）とする。

(3) 受託事業者の選定

選定委員会において、優れた提案の順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする。

契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う。

(4) 結果の通知

優先交渉権者については、武雄市公式Webサイト「たけおポータル」で公表する。

(5) 契約について

契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う。

7 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 選定委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると市長が判断したとき。

- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等を行ったことにより、契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

8 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (3) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はない。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、武雄市はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは、契約候補者を選出しない場合がある。

9 問い合わせ先

武雄市 総務部 防災・減災課

住所 〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 0954-23-9223

FAX 番号 0954-23-9115

E-mail anzen@city.takeo.lg.jp